

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会（第 50 回）
議事要旨

1. 日時

令和 3 年 10 月 12 日(火)～11 月 4 日(木)

2. 場所

メールにて開催

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

多氣主査、山中主査代理、長谷山委員、増田委員、秋山専門委員、石上専門委員、石山専門委員、大西専門委員、熊田専門委員、清水専門委員、曾根専門委員、平専門委員、田島専門委員、田中専門委員、塚原専門委員、徳田専門委員、平田専門委員、堀専門委員、松永専門委員、山口専門委員、山崎専門委員、山下専門委員、和氣専門委員

(2) 関係者

雨宮氏（VCCI 協会）、尾崎氏（富士電機）、久保田氏（TELEC）、島先氏（VCCI 協会）
松本氏（NICT）

(3) 事務局（総務省）

古川電波監視官他

4. 議事

電子機器等からの妨害波の測定方法等に係る技術的条件に関する電波利用環境委員会報告（案）について、資料 50-2、資料 50-3-1、資料 50-3-2、資料 50-3-3 及び資料 50-3-4 に基づき、検討が行われた。質疑応答の概要は以下のとおり。

多氣主査：分科会への報告を資料 50-2 の 44 ページのスライド資料からなる概要報告で行うことはいかがなものか。CISPR の活動について分科会で理解を頂く資料の作り方になっているかという疑問を感じざるを得ず、国際規格の改訂がどのようなニーズがあったのか、改訂によってどのようによくなったのかが伝わらない。10～15 分程度の説明時間で納得感の得られる説明ができるようにして頂きたい。

事務局：ご指摘の点を踏まえ、資料の修正を行う。

（資料 50-2 について、答申の目的や前回答申からの変更点等を明確にするなど、修正したものに差し替えを行い、検討を継続）

山下専門委員：資料 50-2 の ΔAN の写真は古いタイプの擬似電源回路網であり、新しく規定された ΔAN とは異なるものである。新しく規定された ΔAN の写真に差し替えることを推奨する。

事務局：ご指摘のとおり、写真の差し替えを行う。

大西専門委員：国際規格と本答申案の差異について、これらを今後国際規格へ反映することになるのか。また「答申による効果」で「国内規格の採用」とあるが、具体的に国内規格とは何を指すのか。本答申案はどのように国内規格へ反映されるのか。

事務局：誤記訂正及び技術的な注意喚起 (CMAD) については、今後国際規格への反映を検討する。なお、CMAD の扱いについては、既に A と I 小委員会 第 6 合同アドホックグループ (JAHG 6) で 改訂審議を進めている。また必要に応じて、測定方法に係る告示等を含めた電波法令、VCCI 技術基準等に反映されるものと考えられる。

山中専門委員：資料 50-2 の 47 ページの「対象項」で「・7.4.1 試験配置及びサイト構造の f)」とあるが、「・7.4.3 ケーブルの配置及び終端 の f)」が正しいと思われる。

事務局：ご指摘のとおり、修正を行う。

秋山専門委員：資料 50-2 の 7 ページ (2) の「分離の測定方法」は「分離特性の測定方法」、12 ページ (1) の「 Δ 型 AN 平衡電圧と不平衡電圧」は「平衡電圧と一線大地間電圧」及び 18 ページ (1) の「適合性試験に用いるスペクトラムアナライザの使用」は「スペクトラムアナライザの適合性試験での使用」とした方は良いかと思う。また、16 ページの FAR の説明は「Fully Anechoic Room」である。なお、4 ページの配置図で EUT と AMN 間の配線と、80 cm の距離を示す矢印が正しくない。EUT から基準大地面に平行に配線し、補助装置の直前で下におろすやり方は有線 NW ポートの場合である。電源ポートに AMN を接続する場合は斜めに両者を結ぶ配線となり、80 cm の矢印は EUT と AMN の最も近い点相互を結ぶものとなる。

山下専門委員：12 ページ (1) の「 Δ 型 AN 平衡電圧と不平衡電圧」を「平衡電圧と一線大地間電圧」へ修正することについて、 ΔAN は平衡電圧と不平衡電圧を別々に測定する回路網であるため、修正は不要である。

事務局：7 ページ、16 ページ及び 18 ページはご指摘の通り修正する。一方で、12 ページについては、そのままとする。また、4 ページの図については、80cm がケーブル長ではなく、EUT と AMN の最も接近しているポイント間の距離となるよう修正する。さらに、AC 電源線も修正する。関連して、33 ページの伝導妨害波測定法の一部文章「AC 電源では (中略) 複合的な非対称モード (一線大地間又は端子) 妨害波電圧の両方のベクトル和を測定する。」は、「AC 電源では、EUT の被測定各端子と基準大地との間に規定の RF インピーダンスを与え、端子間には別個のインピーダンス素子を接続しない回路網 (V-

AMN) を使用し、個々の一線大地間妨害波電圧を測定する。」と修正する。

徳田専門委員：CISPR 16-2-1 に関しては、CISPR 16-2-1:2014/COR1:2020 という文書が出ているが、資料 50-3-3 の 9.2 章では「比誘電率 ϵ_r が 1.4 未満の非導電性材料」とあるため、反映されていると認識してよいか。CISPR 16-2-1:2014/COR1:2020 には、「Replace the value for the relative permittivity ϵ_r "1,05" with "1,4".」とあるが、資料 50-2 では、修正 1 (2017 年) までしか言及がないように思う。

事務局：CISPR 16-2-1 に関しては、CISPR 16-2-1:2014/COR1:2020 を含んでいる。ただ分かりやすいよう、資料 50-2 の 11 ページに「正誤票 1 (2020 年)」を追記する。

事務局：エディトリアルな修正として、資料 50-2 の 14 ページの 1 行目の冒頭に「CISPR 16-2-3 は、」を追加する。また、15 ページの表のタイトル中の「国内答申案」を「本答申案」へ修正する。

本委員会での検討の結果、構成員の指摘を踏まえ修正を行った上で、その他の軽微な修正については主査に一任され、意見募集を行うこととなった。

(以 上)